

証券コード6835

2023年3月13日

(電子提供措置の開始日 2023年3月6日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田七丁目21番11号
アライドテレシスホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 サチエ オオシマ

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ir.at-global.com/stock05/>

なお、議決権の行使は、ご出席のほか「書面（郵送）」又は「インターネット」により行うことができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2頁に記載のご案内に従って2023年3月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

依然として新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いております。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様の健康と安全を第一に考え、株主様の健康状態や国内の感染状況にかかわらず、会場へのご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）又はインターネットによる議決権のご行使をお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時30分
(受付開始：午前10時)
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目5番7号
T O C有明4階 EASTホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第36期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 監査等委員でない取締役3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2023年3月27日（月曜日）午後5時30分までにご行使ください。

(3) 代理人による議決権行使の場合

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

新型コロナウイルス感染予防に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたします。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■議決権行使についてのお願い

- ・株主様の健康状態や国内の感染状況にかかわらず、会場へのご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）又はインターネットにてお手続きくださいますようお願い申し上げます。
- ・インターネットによる議決権行使の方法は、次頁をご参照ください。

■当日の運営について

- ・株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、感染状況に関わらずマスクを着用する場合がございます。
- ・昨年に引き続き、開催時間及び規模を縮小しての運営となります。
- ・議場における報告事項（監査報告を含む）及び議案の具体的な説明は省略させていただきます。
- ・会場でのお飲み物等のご用意はございません。

■当日のご来場に際してのお願い

- ・ご来場の際のマスクの着用は、株主様のご判断に委ねます。
- ・当日の受付開始は午前10時を予定しております。それより前にご来場されましても受付及びご入場はできませんのでご了承ください。
- ・受付前にアルコール消毒液を設置いたしますので、手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
- ・明らかに体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけて、ご入場をお断りする場合やご退出をいただく場合がございます。

今後の状況により本総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.at-global.com>）にてお知らせいたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード^{*1}をスマートフォン等^{*2}でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードの入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みませす）は、今回の株主総会に限り有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）からおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2023年3月27日（月曜日）午後5時30分です。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。

- (2) 議決権を議決権行使書面（郵送）とインターネットの双方でご行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

「スマート行使」又は「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等のご不明な点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

フリーダイヤル 0120-768-524

（年末年始を除く 午前9時～午後9時）

以 上

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、迅速な意思決定及び機動的な経営戦略の体制構築を図るため、監査等委員でない取締役を1名減員し、3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	Sachie Oshima サチエ オオシマ (1971年8月9日生)	2004年1月 Allied Telesis, Inc. 取締役 2004年3月 当社取締役 2005年5月 Allied Telesis Capital Corp. 取締役 2007年2月 スタンフォード大学医学部特任准教授(現任) 2007年3月 当社取締役退任 2010年3月 当社取締役 2020年9月 当社代表取締役副会長 2022年10月 当社代表取締役会長兼社長(現任) アライドテレス(株)代表取締役会長(現任) Allied Telesis, Inc. 取締役会長兼CEO(現任) Allied Telesis Capital Corp. 取締役CEO(現任)	一株
2	Ashit Padwal アッシュ パドワル (1964年1月5日生)	2011年9月 Allied Telesis, Inc. チーフリスクオフィサー 2012年3月 当社取締役(現任) Allied Telesis, Inc. 取締役(現任) Allied Telesis Capital Corp. 取締役(現任) 2022年9月 サンノゼ州立大学法倫理学教授(現任)	一株
3	こはら じゅん 小原 淳 (1968年11月20日生)	1992年4月 当社入社 2005年7月 アライドテレス(株)執行役員マーケティング本部長 2006年5月 同社取締役 2009年3月 同社代表取締役 2010年3月 当社取締役 2014年3月 当社及びアライドテレス(株)取締役退任 2018年12月 (株)ZECO0パートナーズ取締役	4,600株

- (注) 1. サチエオオシマ氏はアライドテレス(株)の代表取締役会長を兼務しておりますが、同社は当社の100%子会社であり、特別の利害関係はありません。
2. 小原淳氏は以前に当社及び子会社の取締役であり、取締役退任後の2016年2月から2022年6月まで当社と業務委託契約を締結しておりました。
3. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は事業報告(20頁)に記載のとおりです。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	いのうえ たかし 井上 隆司 (1956年8月24日生)	1981年10月 監査法人サンワ・東京丸の内事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1985年5月 公認会計士登録 1998年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)社員就任 2018年10月 井上隆司公認会計士事務所開設(現任) 共栄会計事務所パートナー就任(現任) 2019年3月 ㈱ブロードバンドタワー取締役(監査等委員)(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年11月 HOUSEI㈱監査役(現任)	一株
2	いしもと かずあき 石本 和昭 (1956年5月9日生)	1986年8月 篠原啓慶会計事務所入所 1995年7月 当社社外監査役就任 1996年8月 石本和昭税理士事務所設立、同事務所所長(現任) 2016年3月 当社社外監査役退任 2022年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	一株
3	あらい しょうじ 新井 章治 (1946年9月7日生)	1971年4月 日本電信電話公社(現NTT)入社 1995年6月 NTTデータ通信㈱(現NTTデータ)東北支社長 1998年6月 NTTデータ・カスタマサービス㈱代表取締役常務 2003年6月 ジャパンシステム㈱常務取締役 2006年4月 ㈱ネットリーシング代表取締役 2011年3月 当社社外監査役 2019年3月 当社社外取締役(監査等委員) 2022年3月 当社社外取締役(現任) 2022年12月 ㈱アライドテレシス総合研究所社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、井上隆司、石本和昭及び新井章治の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令に定める最低責任限度額であります。各氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者とした理由
- ①井上隆司氏は、公認会計士としての専門的な知識を有しており、その財務及び会計に関する知見を活かし、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、社外取締役(監査等委員)就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- ②石本和昭氏は、税理士としての専門的な知識・経験等及び会社経営に関する幅広い知識・経験を有していることから、それらの知識・経験を業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- ③新井章治氏は、現在当社の監査等委員でない社外取締役であります。なお同氏は2011年3月から2019年3月まで当社の社外監査役、2019年3月から2022年3月まで当社の監査等委員である社外取締役でありました。同氏は当社の事業に精通しており、また会社経営に関する幅広い知識・経験を有していることから、それらの知見を活かし、業務執行の監査・監督を公正・的確に遂行いただくことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 候補者の独立性について
- 当社は、井上隆司、石本和昭及び新井章治の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は事業報告（20頁）に記載のとおりです。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員・監査等委員でない取締役・監査等委員である取締役、当社グループ会社の従業員・取締役・監査役及び社外協力者に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の発行は、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、確定金額報酬とは別に、その具体的な内容及び具体的な算定方法についても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の監査等委員でない取締役は3名（うち社外取締役は0名）、当社の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は3名）となり、ストックオプションとしての新株予約権の割当数は、当社取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。）に対し20,000個、監査等委員である取締役に対し2,500個が上限となります。

監査等委員でない取締役に対する割当は、監査等委員でない取締役の報酬等の決定方針に基づき、会社の業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して取締役会で決定することとしており、その内容は相当なものであると判断しております。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社の従業員、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役、当社グループ会社の従業員、取締役、監査役並びに社外協力者に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 本新株予約権の数の上限

新株予約権50,000個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式5,000,000株を上限とし、(3)①の規定に従い付与株式数が調整される場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(3)本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

②本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行を決議した日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

(イ)本新株予約権割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

(ロ)本新株予約権割当日後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で新株式の発行又は本新株予約権自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(ハ)上記のほか、本新株予約権割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

付与決議日より2年を経過した日から当該決議日より10年を経過する日までとする。

④本新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権行使時において、当社の従業員・監査等委員でない取締役・監査等委員である取締役、当社グループ会社の従業員・取締役・監査役及び社外協力者の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、当社又は当社グループ会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づく場合はこの限りではない。

⑤本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(ロ)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑦本新株予約権の取得条項

- (イ) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (ハ) 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

⑧組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

(ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②に準じて決定する。

- (ホ)新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める行使期間の満了日までとする。
- (ヘ)新株予約権の行使の条件
上記④に準じて決定する。
- (ト)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記⑤に準じて決定する。
- (チ)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (リ)新株予約権の取得条項
上記⑦に準じて決定する。
- ⑨新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- ⑩新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
- ⑪新株予約権の公正価額の算定方法
当社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役に対する金銭でない報酬等の額の算定の前提となる新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

以 上

事業報告

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響が縮小し、景気に緩やかな持ち直しの動きが見られた一方で、ウクライナ情勢の長期化による原材料やエネルギー価格の上昇に加えて、世界的な金融引締めや円安の急速な進行などにより、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報通信機器業界におきましては、半導体の世界的な需給ひっ迫から製品の供給制約がみられるものの、経済・社会のデジタル化加速によって、ネットワークの強靱化やWi-Fi通信環境の更新需要は高まりを見せております。

そのような状況の中、当社グループは、市場動向に基づく最新技術の開発を強化し、高付加価値製品やサービスの拡販を図ってまいりました。また、自社生産による柔軟な製品供給体制の強みを活かし、顧客ニーズに沿ったきめ細やかな対応で顧客満足度の向上を図るとともに、自社ブランドの訴求に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、年間を通して日本で売上が好調に推移したことに加え、設備投資再開によって海外の売上が好調となり、さらに円安進行によって円換算額が増加したことから、売上高は414億97百万円（前連結会計年度比24.7%増）と、大幅な増収になりました。

利益面では、原材料価格の高騰や物流コストの増加などによる売上原価の上昇や、採用コストを含む人件費の増加に加えて円安進行による海外コスト全般が上昇しましたが、増収効果により、営業利益は18億85百万円（前連結会計年度比34.4%増）、また、外貨建資産負債の換算等による為替差益13億53百万円（前連結会計年度は90百万円の為替差損）を計上したことなどにより、経常利益は29億82百万円（前連結会計年度比207.8%増）、さらに、第1四半期（2022年1月～3月）に受取和解金86億12百万円計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は86億5百万円（前連結会計年度比528.0%増）となりました。

当連結会計年度における当社グループの所在地別セグメント売上高の概要は以下のとおりです。

■ 日本

日本では、人員増強による営業・サービス体制の強化に取り組み、オンライン／オフライン双方のメリットを活かした積極的かつ効果的な各種プロモーション活動を展開してまいりました。そのような中、コロナ禍で先送りとなっていたIT設備投資が回復し、医療機関及び製造業などからの受注が増加するなど、年間を通してソリューションビジネスの売上が好調となりました。製品別では、主力製品であるxシリーズ・スイッチ製品群及び無線LAN製品に加え、サービス売上が伸長しました。この結果、日本での売上高は254億30百万円（前連結会計年度比15.2%増）となりました。

■米州

米州では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で先送りとなっていたITシステムの更新需要の高まりが見られ、米国ではパートナー企業からの受注が年間を通して好調に推移しました。中南米では医療機関や公共交通機関向けの大型案件を獲得し、また、在日米軍基地においては引き続き居住者向けの定額制インターネットサービスの売上が増加しました。製品別では、ネットワークインターフェースカード及びメディアコンバーターの出荷が増加しました。この結果、米州全体での売上高は74億93百万円（前連結会計年度比59.6%増）となりました。

■EMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）

EMEAでは、IT設備投資再開からフランスやベネルクス三国などで政府系案件が好調となり、イタリアではパートナー企業との連携強化により売上が増加しました。また、中東では、スマートビルディングやビデオ監視システムなどの案件が好調となりました。製品別では、xシリーズ・スイッチ製品群やネットワークインターフェースカードなどの出荷が増加しました。この結果、EMEA全体での売上高は57億96百万円（前連結会計年度比29.2%増）となりました。

■アジア・オセアニア

アジア・オセアニアでは、人材の補強により営業・サポート体制を再構築し、パートナー新規開拓でソリューションビジネスを推し進める一方、販売代理店の新規開拓による拡販に取り組んでまいりました。そのような中、公共案件が堅調となり、製品別では、xシリーズ・スイッチ製品群及び無線LAN製品の売上が好調となりました。この結果、アジア・オセアニア全体での売上高は27億75百万円（前連結会計年度比39.0%増）となりました。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度比
売上高	33,265	41,497	24.7%
日本	22,084	25,430	15.2%
米州	4,695	7,493	59.6%
EMEA	4,487	5,796	29.2%
アジア・オセアニア	1,997	2,775	39.0%
営業利益	1,402	1,885	34.4%
経常利益	969	2,982	207.8%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,370	8,605	528.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、ネットワークサービスのためのインフラ設備、検証用の評価機材、開発用機器、生産・検査用設備及び保守サービス用設備の取得など、総額13億58百万円の設備投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、金融機関からの借入れ及び市場からの直接調達など、資金需要ごとにより有利な方法で調達することとしております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する情報通信機器業界は、半導体の世界的な需給ひっ迫などから部品調達に困難な状況がみられ、製品の供給面での制約が生じています。

一方で、経済・社会のデジタル化加速によって、ネットワークの強靱化やWi-Fi通信環境の更新需要が高まる中、増加するサイバー攻撃への情報セキュリティ対策、IT運用管理の複雑化に伴う業務負荷の軽減とIT専門分野の人材不足の解消といった喫緊の課題への対応は、当社グループの事業における拡大要素と捉えております。

このような経営環境の中で、競争力を維持するためには、潜在ニーズをいち早く捉えて、将来を見据えた技術の獲得や顧客ニーズへの様々な対応が不可欠であると同時に、サービスメニューの拡充など収益源の多様化が必須となります。

また、企業経営に対する健全性、透明性が求められる中、当社グループは、コーポレートガバナンスの確立、コンプライアンスの強化、会社情報の適時開示等を通して、これらの要求、要望に応えられるように取り組んでまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第33期 (2019年12月期)	第34期 (2020年12月期)	第35期 (2021年12月期)	第36期 (当連結会計年度 (2022年12月期))
売 上 高 (百万円)	29,121	29,381	33,265	41,497
営 業 利 益 (百万円)	246	624	1,402	1,885
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△150	400	969	2,982
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	135	185	1,370	8,605
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.23	1.70	12.49	78.42
総 資 産 (百万円)	24,668	25,770	28,883	41,636
純 資 産 (百万円)	4,434	4,337	6,201	15,768
1株当たり純資産額 (円)	39.59	38.70	55.92	143.32

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
アライドテレシス株式会社	1,987 百万円	100.0%	ネットワーク関連機器の開発、販売、保守
Allied Telesis International (Asia)Pte. Ltd.	19,583 千シンガポールドル	100.0%	ネットワーク関連機器の製造、物流統括、販売、開発
Allied Telesis, Inc.	18 千米ドル	54.2%	ネットワーク関連機器の開発、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

- ① ネットワーク関連機器の開発、製造、販売、保守及びコンサルティング
- ② コンピュータソフトウェア及び情報システムの開発、企画、製作、販売、保守及びコンサルティング
- ③ 上記①②に関連する工事の設計、施工、運用・管理、保守及びコンサルティング

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

当 社	本社：東京都品川区
国内拠点	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
海外拠点	アメリカ、メキシコ、オランダ、スペイン、ドイツ、ルーマニア、イスラエル、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インド、ベトナム、タイ、インドネシア、中国、台湾

(9) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報通信・ネットワーク関連事業	1,792 (70) 名	15名減 (15名増)
合 計	1,792 (70) 名	15名減 (15名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33 (一) 名	7名減 (一)	47.3歳	16年7か月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
Resona Merchant Bank Asia Limited	660百万円
株式会社みずほ銀行	582百万円
株式会社きらぼし銀行	249百万円
株式会社東京スター銀行	150百万円
株式会社商工組合中央金庫	126百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 109,731,545株 (自己株式471株を含む)
- (3) 株主数 12,829名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
OSHIMA GENERAL HOLDINGS NO.1, LLC	47,660,000	43.43
横山 尚之	1,512,200	1.38
セントラル短資株式会社	1,224,300	1.12
野末 郁代	1,120,000	1.02
日本証券金融株式会社	611,200	0.56
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	600,800	0.55
JPモルガン証券株式会社	600,024	0.55
アライドテレシスホールディングス従業員持株会	559,800	0.51
岡崎 吉男	467,000	0.43
福永 嘉之	436,500	0.40

(注) 持株比率は、自己株式(471株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 氏 名 等 (2022年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長	サチエ オオシマ	スタンフォード大学医学部特任准教授 アライドテレスイス株式会社代表取締役会長 Allied Telesis, Inc. 取締役会長兼CEO Allied Telesis Capital Corp. 取締役CEO
取 締 役 C O O	合 原 義 雄	アライドテレスイス株式会社取締役社長
取 締 役	アッシュ バドワル	Allied Telesis, Inc. 取締役 Allied Telesis Capital Corp. 取締役 サンノゼ州立大学法倫理学教授
取 締 役	新 井 章 治	株式会社アライドテレスイス総合研究所社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 隆 司	公認会計士 共栄会計事務所パートナー 株式会社ブロードバンドタワー取締役 (監査等委員) HOUSEI株式会社監査役
取 締 役 (常勤監査等委員)	若 菜 忠	工学博士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	石 本 和 昭	税理士 石本和昭税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役新井章治、井上隆司、若菜忠及び石本和昭の各氏は社外取締役であります。
2. 新井章治氏は、2022年3月30日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任し、同日監査等委員でない取締役に就任いたしました。
3. 石本和昭氏は、2022年3月30日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって上記新井章治の補欠として監査等委員である取締役に就任いたしました。
4. 当社は、監査等委員でない取締役の新井章治氏、監査等委員である取締役の井上隆司、若菜忠及び石本和昭の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 監査等委員である取締役の井上隆司氏は公認会計士、同じく石本和昭氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、情報収集の充実に図り、内部統制部門との連携により監査の実効性を高めるため、若菜忠氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 上記に記載の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

退任時の地位	氏名	退任日	退任理由	退任時の担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	大嶋 章 禎	2022年10月8日	死去	Allied Telesis, Inc. 取締役会長兼CEO アライドテレスイス株式会社代表取締役会長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査等委員並びに子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った場合は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	支給人員	報酬等の額
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	188百万円 (9百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4名 (4名)	18百万円 (18百万円)
合 計	9名 (5名)	207百万円 (27百万円)

- (注) 1. 監査等委員でない取締役には、2022年10月8日に死去した取締役1名を含めております。
2. 監査等委員である取締役には、2022年3月30日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名を含めております。
3. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第32回定時株主総会において年額7億円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は3名です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第32回定時株主総会において年額5千万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。
5. 監査等委員でない取締役の報酬等は、会社の業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して決定することとしており、個人別の具体的な内容の決定は、取締役会決議に基づき前代表取締役会長兼社長大嶋章禎に一任しておりました。委任をした理由は、会社の業績を勘案しつつ、各取締役の担当職務やその職務状況、貢献度等の評価を行うには、同人が適していると判断したためであります。
- なお、同氏の死去により、改めて監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の決定方針を検討する予定であります。
- 取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。
6. 監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

「(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
社外取締役	新井 章 治	2022年3月30日開催の第35回定時株主総会終結の時以前は監査等委員である社外取締役であり、在任中の当事業年度に開催された監査等委員会3回の全てに出席いたしました。また、同総会終結の時をもって監査等委員でない社外取締役に就任し、就任後、当事業年度に開催された取締役会8回の全てに出席いたしました。主に経営に関する広範な知識、経験から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	井 上 隆 司	当事業年度に開催された取締役会8回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地、企業監査の経験から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	若 菜 忠	当事業年度に開催された取締役会8回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。通信・ネットワークの幅広い知識、当社取締役及び当社子会社代表取締役としての業務執行の経験から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	石 本 和 昭	就任後、当事業年度に開催された取締役会8回及び監査等委員会11回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地、企業監査の経験から、議案・審議全般について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づくみなし取締役会決議を57回実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50,000千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60,000千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等及び過去の監査の実績を検討した結果、当該報酬等に同意しております。
2. 当社の連結子会社であるアライドテレシス株式会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するときは、監査等委員全員の同意に基づく解任、又は監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容の決定を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性・専門性及び監査活動の適切性・妥当性の評価等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、現時点で責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努めます。

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業倫理規程」等のコンプライアンス体制に係る規程を、全役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。本件所管部署は法務室とし、同部署を中心に役職員への教育等を行い、その徹底を図る。内部監査人は、代表取締役の指示に従い、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に報告するものとする。法令上疑義ある行為等については、使用人が直接に情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。また、グループ全体のコンプライアンス体制の運用評価及び整備・強化・有効性の維持・向上のために必要な諸施策を提言することを目的とする「統合コンプライアンス委員会」を設置する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。監査等委員でない取締役及び監査等委員は「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、輸出入管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において諸規則の策定、研修の実施等を行うものとする。さらに、組織横断的なリスク状況の監視及び全社対応は、「統合コンプライアンス委員会」を中心に行うものとする。新たに生じた重大なリスクについては、速やかに対応する責任者となる取締役を定め、対応にあたるものとする。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、全役員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的目標及び「職務権限規程」に基づく効率的な目標達成のための方法を定める。業務担当取締役は、その進捗状況を定期的に取締役会に報告し、取締役会は、その内容を検討の上、改善を促すものとする。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を与えるものとする。これには、グループ各社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。総務室は、これらを横断的に推進し、管理する。
- ⑥子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る重要事項の当社への報告体制及び職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社が定める「グループ管理規程」に基づいて、子会社の業績、財務状況、重要な人事、その他重要な情報について取締役会は定期的な報告を受け、その状況に応じてリスク管理を行う。また、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。
- ⑦監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は置かないものとする。ただし、監査等委員会が必要に応じて法務室長の了承を得た上で、法務室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その使用人は、その命令に関して取締役及び法務室長の指揮命令を受けないものとする。当該使用人の人事評価及び懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑧当社及び子会社の取締役・使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法令に定める事項（会社法第357条）に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を速やかに報告する。報告の方法は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との協議により決定する。なお、監査等委員会に前項の報告を行ったものに対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が職務執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役、業務担当取締役等との間の定期的な意見交換会を設定する。また、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)の業務の適正を確保するための体制については、「統合コンプライアンス委員会」を設置し、その実効性を確認することとしております。当事業年度に関しては「統合コンプライアンス委員会」を2回開催しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」及び「買収防衛策」については、特に定めておりません。

なお、株式の大量買付行為等のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、関係諸法令に従い適切な措置を講じてまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的かつ継続的な株主への利益還元を経営課題として考えるとともに、社会のニーズや技術の進歩・動向などを見据えた研究開発を成長のための必要不可欠な投資と位置付けた上で、経営基盤の強化と財務体質の健全性の保持に努めております。その上で業績に応じた株主への利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当連結会計年度における連結決算で繰越利益剰余金は改善したものの、個別決算では未だ欠損の状況にあるため、当期の配当を見送ります。また、次期(2023年12月期)につきましても、繰越利益剰余金の状況に加え、基本方針のとおり、健全な財務体質の保持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実などの様々な要素及び状況を勘案しつつ判断することとしているため、2023年12月期の配当予想については、現時点で未定とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,520,415	流 動 負 債	19,753,029
現金及び預金	9,051,663	支払手形及び買掛金	3,997,574
受取手形、売掛金及び契約資産	7,606,304	1年内返済予定の長期借入金	1,104,230
リース債権及びリース投資資産	587,345	リ ー ス 債 務	910,725
商品及び製品	7,412,575	未 払 法 人 税 等	1,914,742
仕 掛 品	798,657	賞 与 引 当 金	639,501
原材料及び貯蔵品	2,536,034	契 約 負 債	7,426,880
そ の 他	1,700,834	そ の 他	3,759,373
貸倒引当金	△173,001	固 定 負 債	6,115,553
固 定 資 産	12,116,405	長 期 借 入 金	1,397,021
有形固定資産	7,860,751	リ ー ス 債 務	3,144,175
建物及び構築物	1,691,968	繰 延 税 金 負 債	10,494
機械装置及び運搬具	717,259	退職給付に係る負債	567,787
工具、器具及び備品	642,376	そ の 他	996,075
土 地	2,946,443	負 債 合 計	25,868,582
使用権資産	1,337,323	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	525,379	株 主 資 本	14,519,994
無形固定資産	261,790	資 本 金	10,019,161
そ の 他	261,790	資 本 剰 余 金	199,447
投資その他の資産	3,993,863	利 益 剰 余 金	4,301,428
投資有価証券	3,270	自 己 株 式	△42
繰延税金資産	2,574,131	その他の包括利益累計額	1,207,204
そ の 他	1,423,398	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,198,904
貸倒引当金	△6,936	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	8,300
資 産 合 計	41,636,820	新 株 予 約 権	41,038
		純 資 産 合 計	15,768,237
		負 債 純 資 産 合 計	41,636,820

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		41,497,564
売 上 原 価		17,285,266
売 上 総 利 益		24,212,298
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,327,221
営 業 利 益		1,885,076
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,669	
為 替 差 益	1,353,595	
そ の 他	21,494	1,376,759
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	268,415	
そ の 他	10,850	279,265
経 常 利 益		2,982,570
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	23,900	
受 取 和 解 金	8,612,052	
固 定 資 産 売 却 益	8,213	8,644,166
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,690	1,690
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,625,046
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,295,777	
法 人 税 等 調 整 額	723,778	3,019,555
当 期 純 利 益		8,605,491
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8,605,491

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,019,161	199,447	△4,445,933	△42	5,772,632
会計方針の変更による累積的影響額			141,871		141,871
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,019,161	199,447	△4,304,062	△42	5,914,503
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			8,605,491		8,605,491
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	8,605,491	△0	8,605,490
当 期 末 残 高	10,019,161	199,447	4,301,428	△42	14,519,994

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	367,764	△3,879	363,884	64,938	6,201,455
会計方針の変更による累積的影響額					141,871
会計方針の変更を反映した当期首残高	367,764	△3,879	363,884	64,938	6,343,327
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益					8,605,491
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	831,140	12,179	843,319	△23,900	819,419
連結会計年度中の変動額合計	831,140	12,179	843,319	△23,900	9,424,910
当 期 末 残 高	1,198,904	8,300	1,207,204	41,038	15,768,237

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 30社

主要な連結子会社名

- ・アライドテレシス株式会社
- ・Allied Telesis, Inc.

当連結会計年度において、Allied Telesis EMENA GmbHは清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社名

- ・Allied Telesis Panama Inc.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

Allied Telesis Panama Inc. は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が重要な影響を及ぼさないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Allied Telesis India Private Ltd. の決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない 移動平均法による原価法によっております。

株式等

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

商品及び製品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）により、海外連結子会社は、定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物 (3年～38年)

機械装置及び運搬具 (5年～6年)

工具、器具及び備品 (2年～20年)

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアは、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 使用权資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準及び米国会計基準に基づき財務諸表を作成しており、それぞれ国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)及び米国会計基準第2016-02「リース」(以下「ASU第2016-02号」という。)を適用しております。IFRS第16号及びASU第2016-02号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理することとしております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
- ① 商品及び製品の販売
販売契約に基づいて商品又は製品を引渡す履行義務を負っており、引渡す一時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で履行義務が充足されると判断されることから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 保守サービス
主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。
- ③ 導入支援サービス、及びこれに附随する製品販売
履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。
- ④ ファイナンス・リース取引
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

- (6) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	金利スワップ	為替予約取引
(ヘッジ対象)	借入金の利息	外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

当社の市場リスク管理要領に基づき、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で必要な範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の評価は、原則としてヘッジ取引開始時点から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

- (8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

- (9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

II. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、導入支援サービス、及びこれに附随する製品販売について、従来は、検収完了時点で収益を認識する方法によっておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

また、一部の他社製品の販売に係る取引について、従来は顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しておりましたが、顧客への製品の販売における当社の役割が本人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は508,345千円増加、売上原価は508,728千円増加、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ382千円減少、親会社株主に帰属する当期純利益は62,230千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は141,871千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度の期首から「リース」(ASU第2016-02号)を適用しております。また、当該基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、当該基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の「有形固定資産」の「使用権資産」が210,313千円増加、「流動負債」の「リース債務」が69,655千円増加、「流動負債」の「その他」が5,373千円減少、「固定負債」の「リース債務」が146,031千円増加しております。

III. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「未払費用」(前連結会計年度 1,558,708千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」(前連結会計年度 6,859千円)及び「保険返戻金」(前連結会計年度 6,399千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」(前連結会計年度 105,379千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

IV. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,574,131千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の充分性により判断しております。

一時差異等加減算前課税所得の見積りは、経営者によって承認された連結予算を基礎として経営環境等が当社グループの業績へ及ぼす影響等を勘案し、各社の回収可能と判断した見積可能期間で算定しております。その結果、将来回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

当該連結予算について、売上高においては受注状況や商談金額、費用においては過去の実績及び人員計画等を勘案し、為替レートを想定した上で純利益を見積もっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、当社グループの業績に与える影響は軽微であるとの仮定を置いております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動及び為替変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

次の資産を担保に供しております。

科目

建物及び構築物	452千円
土地	1,698,721千円
計	1,699,173千円

上記の担保資産に対する債務は次のとおりであります。

科目

1年内返済予定の長期借入金	108,000千円
長期借入金	474,000千円
計	582,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 10,580,527千円

3. 財務制限条項

当社の連結子会社は、金融機関とリース契約を締結しております。これらの契約には財務制限条項が付されており、抵触した場合、当社グループは借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。主な内容は次のとおりであります。

① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2,000,000千円以上に維持すること。

② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益と連結のキャッシュ・フロー計算書上の減価償却費の合計が2期連続して損失とならないようにすること。

当該契約に基づく債務の当連結会計年度末残高は、リース債務（流動負債）339,157千円及びリース債務（固定負債）2,086,714千円であります。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	109,731,545	—	—	109,731,545

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
普通株式	470	1	—	471

(変動の事由) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

VII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入やリース取引）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、リース債権及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その信用状況を定期的に把握する体制とじています。

また、在外子会社の受取手形、売掛金及び契約資産は、為替リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、適宜先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及びリース債務については、営業取引及び設備投資等に係わる資金を短期及び長期の適切な配分により調達しております。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約毎にデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規定に従い、取締役会の承認を得た市場リスク管理施策に基づき、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算出された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 受取手形、売掛金及び 契約資産 貸倒引当金(※1)	7,606,304 △173,001		
受取手形、売掛金及び 契約資産	7,433,303	7,431,898	△1,404
(2) リース債権及びリース 投資資産	587,345	725,961	138,616
資産計	8,020,648	8,157,860	137,211
(1) 長期借入金(※2)	2,501,251	2,515,985	14,734
(2) リース債務(※3)	4,054,901	4,056,628	1,727
負債計	6,556,153	6,572,614	16,461
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 受取手形、売掛金及び契約資産に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(※2) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めております。

(※3) 1年以内に期限が到来するリース債務を含めております。

(注1) 「現金及び預金」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表価額(千円)
非上場関係会社有価証券	1,377
非上場株式	1,892

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超(千円)
現金及び預金	9,051,663	—	—
受取手形、売掛金及び契約 資産	7,567,024	37,709	1,571
リース債権及びリース投 資資産	181,558	405,786	—

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超(千円)
長期借入金	1,104,230	1,340,701	56,320
リース債務	910,725	2,400,706	743,468

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産		7,431,898		7,431,898
リース債権及びリース投資資産		725,961		725,961
資産計		8,157,860		8,157,860
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	2,515,985	—	2,515,985
リース債務 （1年内返済予定を含む）	—	4,056,628	—	4,056,628
負債計	—	6,572,614	—	6,572,614

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産の時価については、期末日より決済期日が1年超の売掛金及び契約資産はリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率により割引いて算出する方法によっており、1年以内の受取手形、売掛金及び契約資産は短期間で決済されるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産の時価については、一定の期間ごとに分類した将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらは元利金の合計額を新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算出する方法によっております。

VIII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	日本	米州	EMEA(注) 1	アジア・オセアニア	
一時点で移転される財及びサービス	15,628,327	5,355,655	5,450,781	2,666,002	29,100,767
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	9,594,257	2,138,318	345,922	109,925	12,188,423
顧客との契約から生じる収益	25,222,584	7,493,974	5,796,703	2,775,928	41,289,190
その他の収益(注) 2	208,373	—	—	—	208,373
外部顧客への売上高	25,430,958	7,493,974	5,796,703	2,775,928	41,497,564

(注) 1. ヨーロッパ、中東及びアフリカ。

2. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)の範囲に含まれるリース取引等による収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	5,023,769
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	7,243,584
契約資産 (期首残高)	354,203
契約資産 (期末残高)	362,720
契約負債 (期首残高)	6,384,962
契約負債 (期末残高)	7,881,414

契約資産は、導入支援サービス、及びこれに付随する製品販売において期末時点で履行義務の進捗により収益を認識しておりますが、未請求の代金に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、保守サービス契約に基づき顧客から受領した前受収益であり、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,483,034千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	3,043,351
1年超2年以内	1,667,368
2年超3年以内	1,368,315
3年超	1,802,380
合計	7,881,414

IX. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 143円32銭
- 1株当たり当期純利益 78円42銭

(算定の基礎)

- 親会社株主に帰属する当期純利益 8,605,491千円
- 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 8,605,491千円
- 普通株式の期中平均株式数 109,731,075株

「Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記」に記載の通り、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益はそれぞれ1円86銭及び0円56銭増加しております。

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,971,703	流 動 負 債	10,571,163
現 金 及 び 預 金	3,839,370	1年内返済予定の長期借入金	677,006
受 取 手 形	25,433	未 払 金	803,250
売 掛 金	703,711	買 掛 金	2,771
前 払 費 用	69,160	未 払 費 用	38,993
未 収 入 金	2,224,763	リ ー ス 債 務	32,299
そ の 他	109,263	未 払 法 人 税 等	929,993
固 定 資 産	11,299,542	預 り 金	5,441
有 形 固 定 資 産	1,914,230	賞 与 引 当 金	25,031
建 物	128,999	関 係 会 社 立 替 債 務	7,874,901
構 築 物	452	そ の 他	181,474
車 両 運 搬 具	240	固 定 負 債	4,583,064
工 具、器 具 及 び 備 品	22,691	長 期 借 入 金	1,007,431
土 地	1,761,846	リ ー ス 債 務	20,767
無 形 固 定 資 産	77,218	退 職 給 付 引 当 金	22,639
ソ フ ト ウ ェ ア	76,778	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	2,985,310
そ の 他	440	債 務 保 証 損 失 引 当 金	505,463
投 資 そ の 他 の 資 産	9,308,093	資 産 除 去 債 務	6,010
投 資 有 価 証 券	1,892	そ の 他	35,442
関 係 会 社 株 式	8,688,402	負 債 合 計	15,154,227
繰 延 税 金 資 産	265,475	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 長 期 未 収 入 金	848,348	株 主 資 本	3,117,019
そ の 他	352,322	資 本 金	10,019,161
貸 倒 引 当 金	△848,348	資 本 剩 余 金	211,486
資 産 合 計	18,271,246	資 本 準 備 金	211,486
		利 益 剩 余 金	△7,113,585
		利 益 準 備 金	156,390
		そ の 他 利 益 剩 余 金	△7,269,976
		繰 越 利 益 剩 余 金	△7,269,976
		自 己 株 式	△42
		純 資 産 合 計	3,117,019
		負 債 純 資 産 合 計	18,271,246

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
ロイヤリティー収入	4,840,796	
不動産賃貸収入	517,816	5,358,612
営業費用		
ロイヤリティー原価	9,353	
研究開発費	4,661,168	
不動産賃貸の原価	436,718	
その他	867,792	5,975,032
営業損失		616,419
営業外収益		
受取利息	205,680	
受取配当金	1,561,642	
為替差益	293,778	
貸倒引当金戻入額	976,810	
その他	298,942	3,336,855
営業外費用		
支払利息	65,067	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,813,693	
その他	3,146	1,881,906
経常利益		838,529
特別利益		
新株予約権戻入益	23,900	
固定資産売却益	5,143	29,044
税引前当期純利益		867,573
法人税、住民税及び事業税	△966,004	
法人税等調整額	538,646	△427,358
当期純利益		1,294,931

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	10,019,161	211,486	211,486
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	10,019,161	211,486	211,486

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	156,390	△8,564,907	△8,408,517	△42	1,822,087
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益		1,294,931	1,294,931		1,294,931
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	1,294,931	1,294,931	△0	1,294,931
当 期 末 残 高	156,390	△7,269,976	△7,113,585	△42	3,117,019

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	23,900	1,845,988
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
当 期 純 利 益		1,294,931
自 己 株 式 の 取 得		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	△23,900	△23,900
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△23,900	1,271,030
当 期 末 残 高	-	3,117,019

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- | | | |
|--------|-----------|-----------|
| 主な耐用年数 | 建物 | (3年～38年) |
| | 構築物 | (10年～20年) |
| | 工具、器具及び備品 | (2年～20年) |
- (2) 無形固定資産 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(3年又は5年)に基づく定額法によっております。
(リース資産を除く)
- (3) リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 関係会社事業損失引当金
子会社に対する将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。
- (5) 債務保証損失引当金
関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案して損失負担見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	金利スワップ	為替予約取引
(ヘッジ対象)	借入金の利息	外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の市場リスク管理要領に基づき、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で必要範囲内で為替予約取引を行っております。また、借入金金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の評価は、原則としてヘッジ取引開始時点から有効性評価時点までの期間において、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) ロイヤリティ収入

当社の知的財産に関するライセンスを含む製品を販売することにより生じるロイヤリティ収入が生じています。ロイヤリティ収入は、ライセンス先の関係会社の売上高に基づいて生じるものであり、ライセンス先の関係会社において該当商品が販売された時点で収益を認識しています。

(2) 不動産収入

不動産収入は、関係会社に対する不動産賃貸に関わるものです。当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

7. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方税法並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

II. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

（「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用）

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、当該会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

2. 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

III. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」(前事業年度 312,474千円)は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「システム利用料」(前事業年度 38,421千円)は、金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は(前事業年度 105,379千円)は、金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

IV. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 265,475千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性により判断しております。

一時差異等加減算前課税所得の見積りは、経営者によって承認された連結予算を基礎として経営環境等が当社の業績へ及ぼす影響等を勘案し、回収可能と判断した見積可能期間で算定しております。その結果、将来回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額として取り崩しております。

当該連結予算について、売上高においては受注状況や商談金額、費用においては過去の実績及び人員計画等を勘案し、為替レートを想定した上で純利益を見積もっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、当社の業績に与える影響は軽微であるとの仮定を置いております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動及び為替変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

科目	
構築物	452千円
土地	1,698,721千円
計	1,699,173千円

上記の担保資産に対する債務は次のとおりであります。

科目	
1年内返済予定の長期借入金	108,000千円
長期借入金	474,000千円
計	582,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 68,131千円

3. 保証債務

Allied Telesis, Inc.		
リース契約に関する保証債務 (18,280千USD)		2,425,872千円
Allied Telesis International (Asia) Pte. Ltd.		
借入金に対する保証債務 (3,375千USD)		462,862千円
	(15,000千円)	
Allied Telesis (Hong Kong) Ltd.		
借入金に対する保証債務 (1,494千USD)		204,332千円
	(6,000千円)	
Allied Telesis Asia Pacific Pte. Ltd.		
借入金に対する保証債務 (600千USD)		79,620千円
アライドテレシス株式会社		
リース契約に関する保証債務		55,965千円
アライドテレシスキャピタルジャパン株式会社		
借入金に対する保証債務		70,000千円
割賦契約に対する保証債務		276,342千円
債務保証損失引当金		△505,463千円
計		3,069,531千円

4. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	2,863,693千円
短期金銭債務	592,876千円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
ロイヤリティ収入	4,840,796千円
不動産賃貸収入	517,816千円
研究開発費	4,637,532千円
業務委託費	22,683千円
営業取引以外の収益	1,827,599千円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	470	1	-	471

(変動の事由) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求による取得であります。

IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
試験研究費	915,313千円
繰越欠損金	410,277千円
投資有価証券評価損	15,636千円
貸倒引当金	259,764千円
関係会社事業損失引当金	914,102千円
債務保証損失引当金	154,772千円
関係会社株式評価損	4,152,479千円
賞与引当金	11,026千円
退職給付引当金	13,423千円
固定資産減損	46,989千円
その他	12,166千円
繰延税金資産 小計	6,905,953千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△410,277千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,230,199千円
繰延税金資産合計	265,475千円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	アライドテレシス㈱	東京都 品川区	1,987,000 千円	ネットワーク関連機器 の開発、販売・保守	直接 100%	役員の兼任 ロイヤリティ受取 決済代行 不動産賃貸 開発委託 債務保証	ロイヤリティ収入注1 決済代行注2 受取配当金	4,626,126 17,894,767 1,000,000	売掛金 未収入金 関係会社控除	544,473 2,031,451 7,874,901
	アライドテレシスキャピタルベンチャー	東京都 品川区	115,000 千円	ネットワーク関連機器 のリース、貸借、売買及び保守管理	直接 100%	役員の兼任 不動産賃貸 債務保証	債務保証 注3	346,342	—	—
	Allied Telesis, Inc.	San Jose U. S. A	18 千米ドル	ネットワーク関連機器 の開発、販売	直接 54.2%	役員の兼任 開発委託 債務保証	借入の返済 研究開発 注4 債務保証 注5	928,017 1,619,981 2,425,872	—	—
	Allied Telesis Capital Corp.	San Jose U. S. A	43,500 千米ドル	ネットワークサービス ネットワーク関連機器 の開発	直接 100%	役員の兼任 開発委託 被債務保証	研究開発 注4 受取配当金	710,492 477,498	—	—
	Allied Telesis Wireless Ltd.	Israel	40 千米ドル	ネットワーク関連機器 の開発、販売	直接 100%	役員の兼任 資金の援助	資金の回収注6	1,032,276	—	—
	Allied Telesis Labs Ltd.	Christchurch New Zealand	5,280 千ニュージー ランドドル	ネットワーク関連機器 の開発	直接 100%	役員の兼任 開発委託	研究開発 注4	1,425,603	—	—
	Allied Telesis International (Asia)Pte.Ltd.	Singapore	19,583 千シンガ ポールドル	ネットワーク関連機器 の製造、物流販売、販 売、開発	直接 100%	役員の兼任 債務保証	債務保証 注7	462,862	—	—
	Allied Telesis (Hong Kong)Ltd.	香港 中国	30,012 千米ドル	ネットワーク関連機器 の製造、物流販売	直接 100%	債務保証	債務保証 注7	204,332	—	—
	Allied Telesis (China) Ltd.	中国	20,678 千人民币元	ネットワーク関連機器 の販売	直接 100%	—	—	—	関係会社 長期未収入金 注8	757,252

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ロイヤリティ収入につきましては、子会社の販売価額を基準として合理的に決定しております。
- 当社は、アライドテレシス株式会社の売上代金の回収等及び仕入代金の支払等に関する包括的な決済代行を行っており、代理回収による入金額と代理支払による出金額の差額を取引金額として記載しております。
- 債務保証は、借入金及び割賦契約について当社が債務を保証したものであります。
- 研究開発費につきましては、子会社の原価を基準として合理的に決定しております。
- 債務保証は、リース契約について当社が債務を保証したものであります。
当該子会社の債務超過額に対し、505,463千円の債務保証損失引当金を計上しております。
- 当事業年度において1,078,800千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
当該子会社の債務超過額に対し、2,532,538千円の関係会社事業損失引当金を計上しております。
また、当事業年度において1,712,620千円の関係会社事業損失引当金繰入額を計上しております。
- 債務保証は、借入金について当社が債務を保証したものであります。
- 関係会社未収入金に対し、757,252千円の貸倒引当金を計上しております。
当該子会社の債務超過額に対し、331,872千円の関係会社事業損失引当金を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が 議決権の過半数を 所有している会社	㈱スタンフォード	京都市 右京区	10,000 千円	不動産業	—	不動産の賃借 子会社役員(注)	賃借料の支払 敷金の償却	130,800 67,636	未収入金	173,600

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 建物等の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上、賃借料金額を決定しております。なお、当該取引については、形式的・名目的に不動産会社を経由して行われております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
3. 2022年12月12日開催の当社の当該各連結子会社における臨時株主総会にて、当該子会社取締役が解任により退任いたしました。これにより、子会社役員の兼任は解消しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 28円41銭
2. 1株当たり当期純利益 11円80銭
(算定の基礎)
当期純利益 1,294,931千円
普通株式に係る当期純利益 1,294,931千円
普通株式の期中平均株式数 109,731,075株

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

アライドテレシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川正行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村山拓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アライドテレシスホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドテレシスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

アライドテレシスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川 正行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村山 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アライドテレシスホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検査すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月1日

アライドテレシスホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 井上 隆 司 ㊟

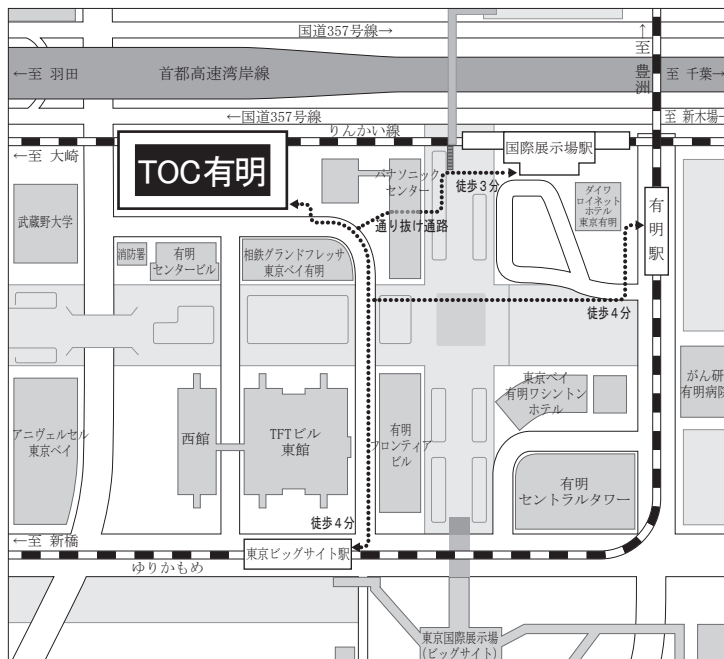
監査等委員 若 菜 忠 ㊟

監査等委員 石 本 和 昭 ㊟

(注) 監査等委員 井上隆司、若菜忠及び石本和昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



○場所 TOC有明 4階 EASTホール（東京都江東区有明三丁目5番7号）

○交通 東京臨海高速鉄道りんかい線「国際展示場駅」 徒歩3分
 東京臨海新交通りんかい線（ゆりかもめ）
 「東京ビッグサイト駅」又は「有明駅」 徒歩4分
 （ご来場の際は、公共の交通機関をご利用ください。）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態や国内の感染状況にかかわらず、会場へのご来場は極力お控えいただき、書面（郵送）又はインターネットによる議決権のご行使をお願い申し上げます。